

6．公共調達の不断の改革継続

公共調達において、限られたお金を最大限有効に活用するとともに、そのプロセスについて透明性を向上させ公正さを確保するため、効率性、透明性等に関する諸改革を、さらに推進していくとともに、不良不適格業者を排除し良質な企業を選定する等、公共工事の発注者責任を果たして行く。

6．1 入札・契約の改革推進

平成6年度に閣議了解された「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」に基づき、入札・契約制度の透明性をさらに向上させる。

また「良質なモノを低廉な価格でタイムリーに調達し提供する」という発注者責任を果たすため、発注者に必要な能力を確保させ、最低限守るべきルールを確立することを始め諸施策を実施する。

談合問題には、指名停止措置要領、談合情報マニュアル等により、的確に対応するとともに、談合しにくい環境の整備を図る。

また、施工能力のある業者による適正な競争の確保と、中小建設業者の受注機会確保（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律）とのバランスに配慮しつつ、行きすぎた中小建設業者の保護にならないよう、技術力・経営力のある業者に対する適切な競争機会を付与する。

- ・ < 施策事例 >
- ・ 建設省直轄、地方公共団体における入札・契約制度の改善状況、運用状況を調査、公表
- ・ 指名業者名の公表時期について総合的な見地から検討
- ・ 悪質な談合事案について、ペナルティの強化も含め対応を検討
- ・ 「建設業の経営改善に関する緊急対策」を受けて企業連携・協業化の促進による経営基盤等の強化対策実施

入札・契約制度に関する情報提供の事例

< 掲示例 >

平成○年○月○日

平成○年度発注予定工事

建設省○○地方建設局

1. 一般競争入札

[○○工事事務所]

1 - 1 工事名：○○道路 ○橋上部工事

1) 工事種別：鋼橋上部工事

2) 工事場所：○○県○○郡○○町

3) 工 期：約○ヶ月

4) 工事概要：鋼床版箱桁橋 ○○○m

(主要建設資材需要見込み量)

・鋼材 ○百トン

5) 入札予定時期：第○四半期

1 - 2 工事名：○○道路 ○トンネル工事

1) 工事種別：一般土木工事

2) 工事場所：○○県○○市

3) 工 期：約○ヶ月

4) 工事概要：トンネル ○○○m

(主要建設資材需要見込み量)

・生コンクリート ○千m³

・鋼材 ○百トン

5) 入札予定時期：第○四半期

1 - 3 工事名：○○ダム 建設第1期工事

1) 工事種別：一般土木工事

2) 工事場所：○○県○○郡○○町

3) 工 期：約○ヶ月

4) 工事概要：基礎掘削工 1式、堤体工 1式、基礎処理工 1式

原石採取工 1式、雑工事 1式

(主要建設資材需要見込み量)

・セメント ○○千トン

5) 入札予定時期：第○四半期

当該地方建設局及び工事担当事務所において掲示。 インターネットホームページにおいても公表。
--

(入札・契約制度に関する情報提供の事例)

(入札・契約制度に関する情報提供の事例)

入 札 調 書

予定価格 (消費税除き)	千円
-----------------	----

契約担当官等又は執行員
立 官 会 員 氏 名 ○
立 官 会 員 氏 名 ○

1 件 風 事 務 所 名
1 入 札 日 時
1

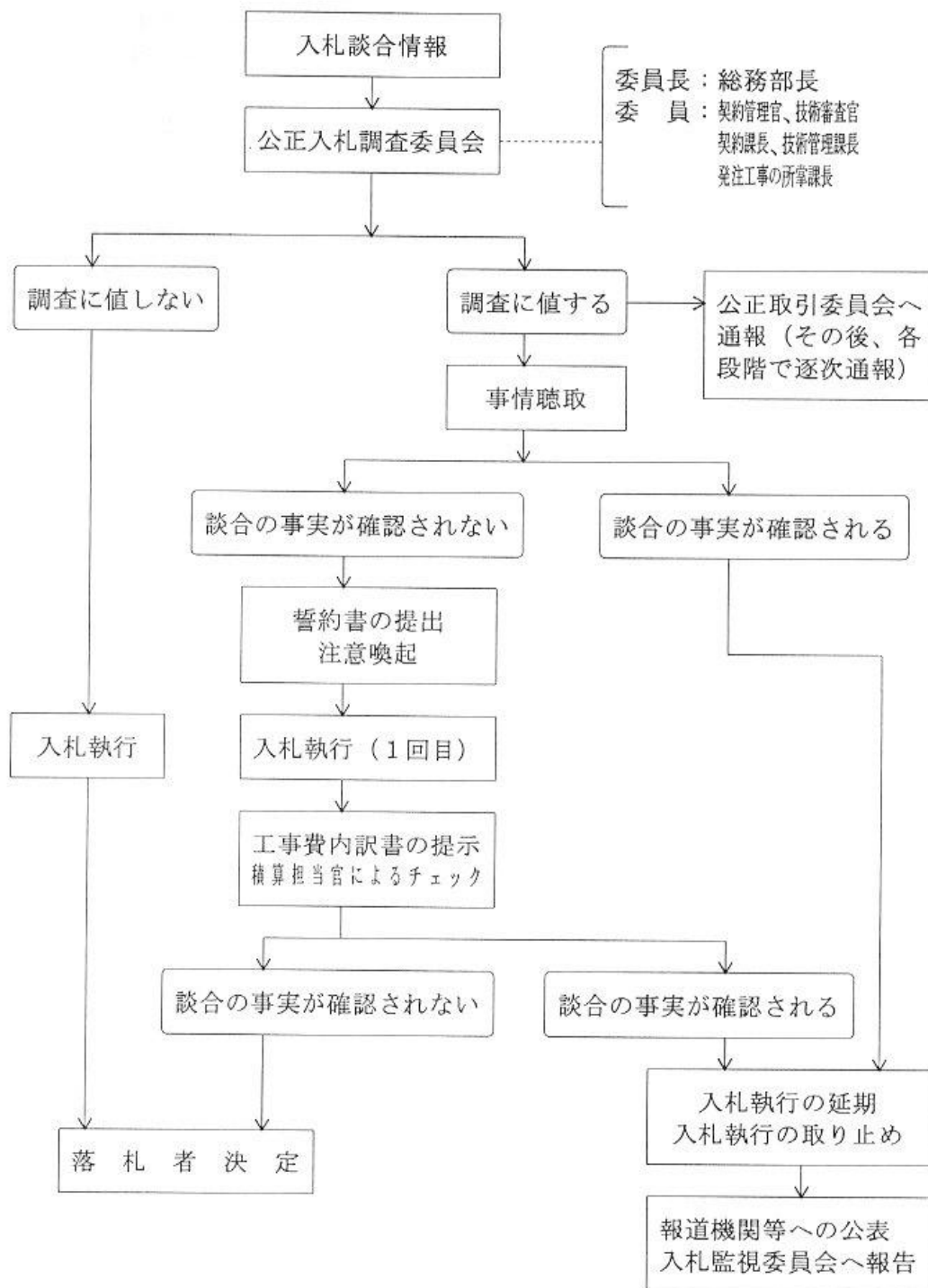
年 月 日 時 分

業 者 名	第 1 回		第 2 回		第 3 回		金 額		摘 要
	金	額	金	額	金	額	金	額	
									最低価格入札者 ↓ 低入札価格調査実施

上記金額は、入札者が見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額である。

※ 地方建設局総務部契約課又は工事事務所等の契約担当課において閲覧方式により公表

< 公正入札調査委員会の設置及び談合情報対応マニュアルについて >



6.2 公共工事コスト縮減の推進

公共工事のコスト縮減については、平成9年4月に関係閣僚会議で決定された「公共工事のコスト縮減対策に関する行動指針」に基づき、全省庁が連携して、引き続き推進する。

公共工事の積算については、より実態を反映したものへの改革を継続する。

< 施策事例 >

- ・ 平成11年度までの取り組みを踏まえ、新たなコスト縮減行動指針策定を検討

6.3 公共工事監督・検査の適正実施

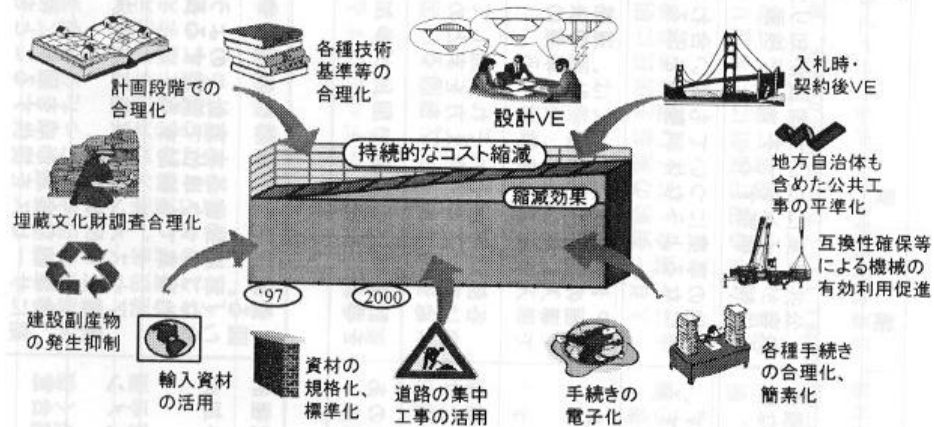
良質な社会資本を整備するとともに、不良不適格業者を排除するため、適正な監督・検査を推進する。

< 施策事例 >

- ・ 建設省直轄工事（一定規模以上）について、監理技術者証、施工体制台帳、発注者支援データベースシステム等を活用し、施工体制の適切性の確認を強化
- ・ 確認行為の結果を工事成績評価において反映（平成11年2月以降）

公共工事コスト縮減に関するアカウンタビリティの向上

1. 公共工事コスト縮減の考え方や具体的施策のわかりやすい説明



2. 公共工事コスト縮減実績の公表

- 平成9年度におけるコスト縮減実績を組織単位、事業単位で公表(実施済)
- 平成10年度には、地方公共団体分もあわせて公表
- 平成11年度にも縮減実績を評価し、目標値の達成状況等をチェック

縮減実績公表例			
組織名	縮減率	事業名	縮減率
東北地方建設局	2.2%	治水事業	3.4%
.....			
九州地方建設局	2.8%	都市公園事業	3.0%

3. 持続的なコスト縮減のための事務の効率化・重点化

業務のCALS化等を通じた効率化



コスト縮減につながる業務領域の重点化



表－３．１ 主要施策事例

項 目	施 策 内 容	摘 要
(１) 情報の共有化とコミュニケーションの推進		
インターネットの活用	・ 公共事業の整備方針、公共事業の箇所別の整備状況等、公共事業に関する多種多様な情報を提供	公共事業について国民が知りたいと思う内容が、インターネットで検索・入手できる体制を構築する。
アクセス窓口の明確化	・ 道の相談室（道路管理者の違いを問わず、すべての道路に関する問い合わせに対応する窓口）を全国展開	他の事業についても問い合わせ窓口が明確になるような体制整備を図る。
ＰＩ手法注１）の導入	・ 実施事例を集めた「ＰＩ手法の手引き」を整備	ＰＩ手法等については、道路整備五箇年計画の策定、河川整備計画の決定等において導入しているが、公共事業の各実施段階で導入することを検討する。
マスコミ対応の心得（仮称）の作成	・ 広報資料の改善、継続的情報提供、勉強会等の開催、各部署の広報担当の充実等によりより緊密な情報交換を推進	各部署等がそれぞれ実施している対応について、基本的考え方をまとめた心得作成によりレベルアップを図る。
事業計画説明方法の改善	・ ＰＩ手法の試行等により、より選択性のある段階での早期計画説明を推進	計画策定の段階で国民が参加できる方法を導入していく。
(２) 社会資本に関する論点の明確化と臨機への対応		
長期計画策定方法の改善	・ 長期計画策定において、ＰＩ手法を積極的に活用・「河川整備計画」決定に類する国民参加の手続きを他事業においても検討	長期計画策定段階への国民参加の推進を図る。「河川整備基本方針」のように水系のようなブロック単位で策定する長期整備計画を他事業でも検討する。
環境アセスメントの改善	・ 環境影響評価法に基づき、環境アセスメントを実施	アセスメントの実施方法の決定段階に国民意見を反映する。
合意形成手法の検討	・ 多くの国民の納得を得られる合理的な合意形成手法を検討	合理的な合意形成を図り、結果として早期にサービスを提供することを目指す。
事業連携・調整の推進	・ 公共事業関係６省庁連絡会議等を活用・地方建設局を中心に幅広く	地方建設局が中心となって、地域の総合的整備の視点に

	い視点に基づく横断的調整機能を充実	立った公共事業を、さらに推進する。
地域整備ブロック戦略会議（仮称）を設置	・地方ブロックに地域整備ブロック戦略会議（仮称）を設置	建設省、地方公共団体、地元経済界、NPO等が、現地の状況を踏まえつつ地域ブロックのビジョンや戦略について議論していくための場を設置する。
維持管理での連携推進	・各種NPO組織注2）等との連携強化	維持管理活動への国民参加を推進する。
（３）公共事業に関する評価の推進		
政策の評価システムを検討	・事業や施策等の政策評価システムを検討	各段階にフィードバックする仕組みの構築について検討する。
事業採択段階での評価充実 実施中の事業の再評価充実 完了後の事業の事後評価導入	・平成10年度より、新規事業採択時評価および再評価を実施中・平成11年度より、事後評価システムを一部事業で試行・評価手法、評価結果についてインターネット等で公表	事業の必要性等を確認し、国民に対し明確に提示する。
（４）公共調達の不断の改革継続		
公共調達における透明性・競争性の向上	・入札・契約制度の改善・運用状況を公表・悪質な談合事案について、ペナルティの強化も含め対応	入札・契約の実態を国民に明示するとともに、談合しにくい環境の整備を図る。
公共工事コスト削減	・平成11年度までの取り組みを踏まえ、新たなコスト削減行動指針の策定を検討	3ケ年の現行指針による取り組みに引き続き、コスト削減に継続して取り組む。

注1）Public Involvement 手法の略で、様々な情報交換を通じて国民の意見を聴取し行政に反映していくための手法の総称。実施形態としてはいろいろなものがある。

注2）Non-Profit Organization の略で、民間非営利組織、民間公益団体と訳され、寄付金、会費等を財源とし、ボランティアを含む組織成員が利潤追求を目的とすることなく、社会にサービスを提供する組織